

## 協議第 3 1 号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 南足柄市の一般職の職員は、全て合併後の市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 引き継ぐ際の職務の級は、小田原市の制度に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。
- 3 給与については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、引き上げ、引き下げともに5年間をかけて段階的に行う。
- 4 手当については、小田原市の制度を適用するものとする。ただし、南足柄市の一般職の職員の退職手当については合併時の南足柄市の基準で算出した手当の額を現給保障する。退職手当を除くその他の手当は現給保障を行わない。また、地域手当率は5年をかけて段階的に統合する。
- 5 職名については、小田原市の制度を適用するものとする。
- 6 勤務時間、休暇については、小田原市の制度を適用するものとする。
- 7 職員定数については、合併後の市の効率的な運営および合併による行財政効果を確保するため、合併時までには職員数適正化計画を策定し、定員を管理するものとする。

平成29年5月30日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・職員の身分の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全ての一般職の職員について、合併後の市の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定めているため。
- ・職務の級の取扱いについては、合併後の市の職員となる者の職務の級は、経験年数、学歴等を勘案して小田原市の給与体系に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定されることが適当であるため。なお、管理職にある者

については、管理監督者への任用に応じて、その者の職務の級が決定されることとなる。

- 給与の取扱いについては、引き上げ対象者は、初年度は給料月額、地域手当率ともに据え置き、5年間をかけて段階的な引き上げを行う。引き下げ対象者については、5年間の現給保障を行う。(ただし、現給保障額が新給料月額とその地域手当額との合計額を上回る場合に支給する。)
- 手当の取扱いについては、幅広い事務権限に対応した手当制度が整備されている小田原市の制度を適用することが適当であるため。
- 職名の取扱いについては、現状の組織の規模や事務権限等を勘案し、小田原市の制度を適用することが適当であるため。
- 勤務時間、休暇の取扱いについては、両市の現状の水準が概ね同等であるため。
- 職員定数については、合併後の市の効率的な運営及び合併による行財政効果を確保するため、同規模自治体等の定数及び事務事業調整の結果等を勘案し、職員数適正化計画を策定し、定員を管理する。

給料表等の現況について

小田原市		南足柄市																																					
<p>○給料表</p> <p>一般職給料表 (1) 8級制</p> <p>一般職給料表 (2) 5級制</p> <p>医療職給料表 (1) 5級制</p> <p>医療職給料表 (2) 6級制</p> <p>医療職給料表 (3) 6級制</p>		<p>○給料表</p> <p>一般職給料表 (1) 7級制</p> <p>技能職給料表 (2) 6級制</p>																																					
<p>○級別職務</p> <p>・行政職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>理事、部長、担当部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>課長、担当課長、室長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>副課長、担当副課長、副室長、専門監</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>係長、支所長、園長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主任</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>主事補</td> </tr> </tbody> </table>		級	職名	8	理事、部長、担当部長	7	課長、担当課長、室長	6	副課長、担当副課長、副室長、専門監	5	係長、支所長、園長	4	主査	3	主任	2	主事	1	主事補	<p>○級別職務</p> <p>・行政職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>部長、福祉事務所長、議会事務局長、担当部長、会計管理者、参事</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>課長、担当課長、委員会等の事務局長の長、課長補佐</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>班長、主幹</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主任主事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>主事補</td> </tr> </tbody> </table>		級	職名	8		7	部長、福祉事務所長、議会事務局長、担当部長、会計管理者、参事	6	課長、担当課長、委員会等の事務局長の長、課長補佐	5	班長、主幹	4	主査	3	主任主事	2	主事	1	主事補
級	職名																																						
8	理事、部長、担当部長																																						
7	課長、担当課長、室長																																						
6	副課長、担当副課長、副室長、専門監																																						
5	係長、支所長、園長																																						
4	主査																																						
3	主任																																						
2	主事																																						
1	主事補																																						
級	職名																																						
8																																							
7	部長、福祉事務所長、議会事務局長、担当部長、会計管理者、参事																																						
6	課長、担当課長、委員会等の事務局長の長、課長補佐																																						
5	班長、主幹																																						
4	主査																																						
3	主任主事																																						
2	主事																																						
1	主事補																																						
<p>・技能労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職長、技能主査、業務主査</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上級技能主任、上級業務主任</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>技能主任、業務主任</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>技能員、業務員</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>技能員、業務員</td> </tr> </tbody> </table>		級	職名	8		7		6		5	職長、技能主査、業務主査	4	上級技能主任、上級業務主任	3	技能主任、業務主任	2	技能員、業務員	1	技能員、業務員	<p>・技能労務職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>技能主幹</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>相当の知識経験を有する技能主査 相当の知識経験を有する業務主査</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技能主査、業務主査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>技能主任、業務主任</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>相当の知識経験を有する技能員 相当の知識経験を有する業務員</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>技能員、業務員</td> </tr> </tbody> </table>		級	職名	8		7		6	技能主幹	5	相当の知識経験を有する技能主査 相当の知識経験を有する業務主査	4	技能主査、業務主査	3	技能主任、業務主任	2	相当の知識経験を有する技能員 相当の知識経験を有する業務員	1	技能員、業務員
級	職名																																						
8																																							
7																																							
6																																							
5	職長、技能主査、業務主査																																						
4	上級技能主任、上級業務主任																																						
3	技能主任、業務主任																																						
2	技能員、業務員																																						
1	技能員、業務員																																						
級	職名																																						
8																																							
7																																							
6	技能主幹																																						
5	相当の知識経験を有する技能主査 相当の知識経験を有する業務主査																																						
4	技能主査、業務主査																																						
3	技能主任、業務主任																																						
2	相当の知識経験を有する技能員 相当の知識経験を有する業務員																																						
1	技能員、業務員																																						

<p>・医療職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">級</th> <th colspan="3">職名</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>医療技術</th> <th>看護師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td rowspan="2">/</td> <td>薬剤科部長</td> <td>副院長 看護部長 副看護部長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>病院長 理事 副院長</td> <td>副薬剤科部長 技師長 副技師長</td> <td>上級看護師長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>診療部長 主任部長</td> <td>上級薬剤師ほか</td> <td>看護師長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>科部長 担当部長</td> <td>主任薬剤師ほか</td> <td>主任看護師 上級看護師ほか</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>医長</td> <td>困難な業務を行う薬剤師ほか</td> <td>看護師ほか</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>医師</td> <td>薬剤師ほか</td> <td>准看護師</td> </tr> </tbody> </table>				級	職名			医師	医療技術	看護師	6	/	薬剤科部長	副院長 看護部長 副看護部長	5	病院長 理事 副院長	副薬剤科部長 技師長 副技師長	上級看護師長	4	診療部長 主任部長	上級薬剤師ほか	看護師長	3	科部長 担当部長	主任薬剤師ほか	主任看護師 上級看護師ほか	2	医長	困難な業務を行う薬剤師ほか	看護師ほか	1	医師	薬剤師ほか	准看護師	<p>・医療職 該当なし</p>					
級	職名																																							
	医師	医療技術	看護師																																					
6	/	薬剤科部長	副院長 看護部長 副看護部長																																					
5		病院長 理事 副院長	副薬剤科部長 技師長 副技師長	上級看護師長																																				
4	診療部長 主任部長	上級薬剤師ほか	看護師長																																					
3	科部長 担当部長	主任薬剤師ほか	主任看護師 上級看護師ほか																																					
2	医長	困難な業務を行う薬剤師ほか	看護師ほか																																					
1	医師	薬剤師ほか	准看護師																																					
<p>・消防職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th colspan="3">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td colspan="3">消防長、副消防長、消防署長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td colspan="3">副消防署長、課長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="3">副課長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="3">係長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="3">主査</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="3">主任</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="3">消防副士長</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="3">消防士</td> </tr> </tbody> </table>				級	職名			8	消防長、副消防長、消防署長			7	副消防署長、課長			6	副課長			5	係長			4	主査			3	主任			2	消防副士長			1	消防士			<p>・消防職 該当なし</p>
級	職名																																							
8	消防長、副消防長、消防署長																																							
7	副消防署長、課長																																							
6	副課長																																							
5	係長																																							
4	主査																																							
3	主任																																							
2	消防副士長																																							
1	消防士																																							

○手当

【諸手当】

- ・地域手当 7%
- ・扶養手当  
配偶者 13,700 円  
配偶者以外 7,800 円
- ・期末手当、勤勉手当  
年間 4.2 月
- ・時間外勤務手当
- ・休日手当
- ・夜間勤務手当
- ・管理職手当  
理事 100,000 円～副課長 75,000 円
- ・管理職員特別勤務手当  
4,300 円～6,000 円
- ・通勤手当 国と同額
- ・住居手当  
持家 5,000 円  
借家 30,000 円
- ・児童手当
- ・宿日直手当  
7,500 円  
(医師その他 1,000 円～21,000 円)

【退職手当】

国と同水準

【特殊勤務手当】

- ・徴収手当 100 円～200 円/日額・件  
(15 円/回)
- ・福祉業務等手当  
75 円～150 円/日額
- ・感染症接触手当  
200 円～300 円/日額・回
- ・高所作業手当 200 円/月額

○手当

【諸手当】

- ・地域手当 支給なし
- ・扶養手当  
配偶者 13,000 円  
配偶者以外 6,500 円
- ・期末手当、勤勉手当  
年間 4.2 月
- ・時間外勤務手当
- ・休日手当
- ・夜間勤務手当
- ・管理職手当  
部長 85,000 円～課長補佐 54,000 円
- ・管理職員特別勤務手当  
4,000 円～10,000 円
- ・通勤手当 国と同額
- ・住居手当  
持家 5,000 円  
借家 27,000 円
- ・児童手当
- ・宿日直手当  
6,300 円  
(年末年始は 8,300 円)

【退職手当】

国と同水準

【特殊勤務手当】

- ・徴収手当 300 円/日額
- ・福祉業務手当 150 円/日額
- ・保育手当 150 円/日額
- ・感染症防疫等作業手当  
500 円/日額
- ・高所作業手当 300 円/日額

- ・ 特殊作業手当  
100 円～200 円/日額
- ・ 特殊業務手当  
100 円～200 円/日額
- ・ 医師手当 90,000 円/月額
- ・ 診療手当  
3,000 円～8,000 円/日額・回・件  
45,000 円/月額
- ・ 薬剤等医療技術手当  
2,000 円～5,000 円/月額
- ・ 往診手当 200 円～1,000 円/回
- ・ 夜間看護手当  
2,900 円～6,800 円/回
- ・ 死体取扱手当  
500 円～2,000 円/件・回
- ・ 検税手当 125 円～250 円/日額
- ・ 災害出動等手当  
100 円～500 円/日額・回
- ・ 清掃作業手当  
150 円～800 円/日額
- ・ 夜間ポンプ運転手当 100 円/日額
- ・ 動物飼育手当 100 円/日額

○職名

行政職	理事、部長、福祉事務所 長、会計管理者、担当部 長、局長、事務局長、副部 長、福祉事務所副所長、副 局長、副事務局長、管理 監、課長、室長、館長、所 長、書記長、事務長、指導 主事、副課長、副室長、副
-----	---

- ・ 特殊現場作業手当  
300 円～750 円/日額
- ・ 用地等交渉手当 300 円/日額
- ・ 行旅病人及び死亡人取扱手当  
行旅病人の救護 500 円/1 回  
死亡人の処置 1,000 円/1 回
- ・ 保健業務手当 100 円/日額
- ・ 有害物取扱手当 300 円/日額
- ・ 特殊車両運転手当 300 円/日額
- ・ 道路上作業手当 300 円/日額

○職名

行政職	部長、担当部長、福祉事務所 長、会計管理者、次長、参 事、室長、課長、担当課長、 清掃工場長、室長補佐、課長 補佐、担当課長補佐、副工場 長、センター長、所長、館 長、班長、主幹、主査、主任 主事、主任保健師、主任保育
-----	--

	館長、副所長、園長、副書記長、副事務長、専門監、係長、連絡所長、支所長、分館長、副園長、主査、主任、主事、主事補		士、主任栄養士、主任看護師、主事、主事補
技能労務職	職長、技能主査、業務主査、上級技能主任、上級業務職員、技能主任、業務主任、自動車運転手、管理員、調理師、指導員、園丁、動物飼育員、清掃技能員、機械操作員、工務員、整備員、用務員、作業員、整理員、給食調理員	技能労務職	技能主幹、業務主幹、技能主査、業務主査、技能主任、業務主任、自動車運転士、電話交換手、清掃業務員、道路業務員、庁務員、給食調理員
医療職	病院長、理事、副院長、病院長補佐、診療部長、主任部長、科部長、担当部長、医長、医師、薬剤科部長、栄養科長、技師長、副薬剤科部長、副技師長、副栄養科長、上級薬剤師、上級診療放射線技師、上級臨床検査技師、上級臨床工学技士、上級理学療法士、上級作業療法士、上級視能訓練士、上級言語聴覚士、薬剤主査、診療放射線主査、臨床検査主査、臨床工学主査、理学療法主査、作業療法主査、視能訓練主査、言語聴覚主査、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技	医療職	該当なし

	士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、看護部長、副看護部長、上級看護師長、看護師長、主任看護師、上級助産師、上級看護師、助産師、看護師、准看護師		
消防職	消防長、副消防長、消防署長、副消防署長、課長、副課長、係長、主査、主任、消防副士長、消防士	消防職	該当なし
<p><b>○勤務時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職           <p>勤務時間 原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>休憩時間 原則正午から午後 1 時まで</p> <p>労働時間 7 時間 45 分間</p> <p>週休日 原則日曜日及び土曜日</p> </li> <li>・技能労務職           <p>勤務時間 原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（所属により変更あり。）</p> <p>休憩時間 原則正午から午後 1 時まで</p> <p>労働時間 7 時間 45 分間</p> <p>週休日 原則日曜日及び土曜日</p> </li> <li>・医療職・消防職           <p>通常勤務のほか、交替勤務あり</p> </li> </ul> <p><b>○休暇</b></p> <p>年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇</p> <p><b>○職員定数(平成 28 年 4 月 1 日現在)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例定数 2,239 人</li> <li>・ 実数 2,159 人</li> </ul>		<p><b>○勤務時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職           <p>勤務時間 原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>休憩時間 原則正午から午後 1 時まで</p> <p>労働時間 7 時間 45 分間</p> <p>週休日 原則日曜日及び土曜日</p> </li> <li>・技能労務職           <p>勤務時間 原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（所属により変更あり。）</p> <p>休憩時間 原則正午から午後 1 時まで</p> <p>労働時間 7 時間 45 分間</p> <p>週休日 原則日曜日及び土曜日</p> </li> <li>・医療職・消防職           <p>該当なし</p> </li> </ul> <p><b>○休暇</b></p> <p>年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇</p> <p><b>○職員定数(平成 28 年 4 月 1 日現在)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例定数 360 人</li> <li>・ 実数 304 人</li> </ul>	